

令和7年度 名古屋市教育委員会 意見第19号

名古屋市博物館条例の一部改正について

名古屋市博物館の改修に伴い使用料の額を改定する等のため、名古屋市博物館条例（昭和52年名古屋市条例第8号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和8年2月6日

名古屋市教育委員会教育長 杉浦弘昌

記

1 改正理由・内容

名古屋市博物館の改修に伴い、次のとおり使用料の額を改定する等の改正を行います。

- (1) 常設展及び特別展の会場へ入場しようとする場合の観覧料の額の改定
- (2) 名古屋市蓬左文庫の展示会場へ入場しようとする場合の観覧料の額の改定
- (3) 博物館資料の複写に係る手数料の額の改定
- (4) 博物館の施設及びその使用料に係る規定の整備
- (5) 駐車場の使用料の額の改定
- (6) 観覧料の減免に係る規定の整備

2 施行期日等

- (1) 別に規則で定める日から施行します。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行します。

ア 博物館の施設及びその使用料に係る規定の整備に関する改正規定中展示室に係る部分 令和8年8月1日

イ 博物館の施設及びその使用料に係る規定の整備に関する改正規定中前庭に係る部分並びに駐車場の使用料の額の改定に係る改正規定 同年9月5日

ウ 名古屋市蓬左文庫の展示会場へ入場しようとする場合の観覧料の額及び博物館資料の複写に係る手数料の額の改定に係る改正規定並びに観覧料の減免に係る規定の整備に係る改正規定 同年10月1日

- (2) この条例による改正後の博物館の施設を使用するために必要な手続は、施行前においても行うことができることとします。
- (3) この条例による改正前の規定に基づいて発行されている駐車場の回数券は、1年以内の期間に限り、既納の使用料の額を11で除して得た額に券片の枚数に乗じて得た額（10円未満の端数は、切り上げる。）を還付します。

3 条例案

別紙のとおり



令和 8 年第 号議案

名古屋市博物館条例の一部改正について

名古屋市博物館条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市博物館条例の一部を改正する条例

第 1 条 名古屋市博物館条例（昭和52年名古屋市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「の範囲内において委員会の定める額」を削る。

別表第 3 展示室の項中

「

特 別 展 示 室	委員会が指定する重要な博物館資料の展示	22,400 円			
部 門 展 示 室		21,000 円			

を

」

「

第 1 展 示 室	委員会が指定する重要な博物館資料の展示	20,100 円			
第 2 展 示 室		45,600 円			
第 3 展 示 室		44,900 円			
第 4 展 示 室		48,200 円			

に改
」

め、同表備考第 1 号を次のように改める。

- 1 入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的とするときの使用料の額は、この表に定める額に 1.5 を乗じて得た額とする。

別表第 3 備考中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- 2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に講堂を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額又は前号に定める額に 1.1 を乗じて得た額とする。

第 2 条 名古屋市博物館条例の一部を次のように改正する。

第 6 条中「又は印画紙 1 枚」を削り、「60 円以内で委員会の定める額」を「40 円（カラーで複写された用紙にあつては、80 円）」に改める。

第 10 条中「施設」の次に「（前庭を除く。）」を加え、「次の各号」を「次」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第 13 条第 1 項中「（分館を除く。）及び名古屋市秀吉清正記念館」を削る。

別表第 1 中

「

400 円	350 円
300 円	250 円

を

600 円	540 円
400 円	360 円

に改め、同表中学生又は小学生の項を
」

削り、同表備考中第 3 号を削り、同表備考第 4 号中「者」の次に「及び中学校若しくは小学校又はこれらに準ずる学校に在学する者」を加え、同号を同表備考第 3 号とし、同表備考中第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

別表第 3 中

「

ギャラリー	屋内展示場	区画しない場合		美術工芸に関する資料の展示	64,300 円			
		区画する場合	第 1 室		9,200 円			
			第 2 室		5,600 円			
			第 3 室		7,700 円			
			第 4 室		7,700 円			
			第 5 室		7,100 円			
			第 6 室		4,100 円			
			第 7 室		17,600 円			
			第 8 室		5,300 円			
	屋外展示場				13,500 円			
講	堂	博物館資料に関する講演会、研究会等の開催			19,100 円	19,100 円	38,200 円	

」

を

「

ギャラリー	区画しない場合		美術工芸に関する資料の展示	64,300 円			
	区画する場合	第 1 室		9,200 円			
		第 2 室		5,600 円			
		第 3 室		7,700 円			
		第 4 室		7,700 円			
		第 5 室		7,100 円			
		第 6 室		4,100 円			
		第 7 室		17,600 円			
		第 8 室		5,300 円			
	講	堂		博物館資料に関する講演会、研究会等の開催			19,100 円
前	庭	博物館資料に関する講演会、研究会等の開催 名古屋市の開催、物品の販売等		名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）第7条第1項第1号に規定			

		する額の最低額を30で除して得た額			
--	--	-------------------	--	--	--

に改め、同表備考第1号中「入場料」を「博物館の施設（前庭を除く。）を使用する場合において、入場料」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4

使用区分	使用料の額
大型自動車（1台1回につき）	1,200円
普通自動車（1台1回につき）	600円
備考 駐車時間が30分以内のときは、無料とする。	

第3条 名古屋市博物館条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「展示室」の次に「及びイベントホール」を加える。

第10条第1号を次のように改める。

(1) 展示室及びイベントホール 90日

第10条に次の1項を加える。

- 2 イベントホールは、その使用の期間が同一使用者につき引き続き30日を超える場合に限り、使用させることができる。ただし、委員会において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

別表第1中

300円	250円	1,200円	600円 (1,500円)	500円 (1,200円)
200円	150円	800円	400円 (1,300円)	300円 (1,100円)

を

「

500 円	450 円	2,000 円	1,000円 (2,500円)	900円 (2,250円)
300 円	270 円	1,200 円	600円 (1,500円)	500円 (1,350円)

に改める。

」

別表第 3 中

「

ギャラリー	区画しない場合		美術工芸に関する資料の展示	64,300 円			
	区画する場合	第 1 室		9,200 円			
		第 2 室		5,600 円			
		第 3 室		7,700 円			
		第 4 室		7,700 円			
		第 5 室		7,100 円			
		第 6 室		4,100 円			
		第 7 室		17,600 円			
		第 8 室		5,300 円			

」

を

「

イベントホール			博物館資料の展示及び催物の開催	116,400 円			
ギャラリー	区画しない場合		美術工芸に関する資料の展示	86,000 円			
	区画する場合	第 1 室		5,300 円			
		第 2 室		16,400 円			
		第 3 室		6,200 円			
		第 4 室		10,800 円			
		第 5 室		12,500 円			
		第 6 室		8,900 円			
		第 7 室		25,900 円			

」

に改め、同表講堂の項中

「				を				」
	19,100円	19,100円	38,200円		20,500円	20,500円	41,000円	

表備考第1号中「前庭」を「イベントホール及び前庭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定は令和8年8月1日から、第2条(第6条、第13条第1項及び別表第1の改正規定を除く。)及び附則第3項の規定は同年9月5日(以下「一部施行日」という。)から、第2条(第6条、第13条第1項及び別表第1の改正規定に限る。)の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋市博物館条例の規定に基づく許可の申請その他博物館の施設を使用するために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 一部施行日において現に第2条の規定による改正前の名古屋市博物館条例の規定に基づいて発行されている回数券は、一部施行日以後無効とし、一部施行日の前日から1年以内の期間に限り、既納の使用料の額を11で除して得た額に券片の枚数を乗じて得た額(10円未満の端数は、切り上げる。)を還付する。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市博物館の改修に伴い、使用料の額を改定する等の必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(改正案前)

1 名古屋市博物館条例（抜すい（第 1 条に係る部分に限る。））

(使用料)

第 9 条 博物館の施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、

別表第 3 に定める額 の範囲内において委員会の定める額 の使用料を納付しなければならない。

2 }
3 } (略)

別表第 3

使 用 区 分		用 途	使 用 料 の 額			
			全 日	午 前	午 後	午前午後
			午前 0 時から午後 12 時まで	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
展示室	第 1 展 示 室	委員会が指定する重要な博物館資料の展示	20,100円			
	第 2 展 示 室 特 別 展 示 室		45,600円 22,400円			
	第 3 展 示 室 部 門 展 示 室		44,900円 21,000円			
	第 4 展 示 室		48,200円			

(略)

備考

1 入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的とするときの使用料の額は、この倉庫の使用料の額は、全日につき 500 円以内で委員会が定める。表に定める額に 1.5 を乗じて得た額とする。

2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に講堂を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額又は前号に定める額に 1.1 を乗じて得た

額とする。

$\left. \begin{array}{l} 3 \\ 2 \\ 4 \\ 3 \end{array} \right\}$ (略)

2 名古屋市博物館条例（抜すい（第2条に係る部分に限る。））

（手数料）

第6条 博物館資料の複写を依頼しようとする者は、複写用紙1枚~~又は印画紙~~
~~1枚~~につき~~40円（カラーで複写された用紙にあつては、80円）~~
60円以内で委員会の定める額
の手数料を納付しなければならない。

（使用期間）

第10条 博物館の施設~~（前庭を除く。）~~の使用は、同一使用者につき引き続き
次
次の各号に定める期間を~~超えて~~
~~こえて~~はならない。ただし、その使用後他に使用する者が
ないとき又は委員会において特別の事由があると認めるときは、この
限りでない。

(1) }
() } (略)
(3) }

（観覧料の減免）

第13条 委員会は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める
額を、別表第1に規定する博物館~~（分館を除く。）~~及び名古屋市秀吉清正記
念館の展示会場へ入場しようとする場合の個人の観覧料の額から減免する。
ただし、別表第1に規定する博物館（分館を除く。）の展示会場へ入場しよ
うとする場合において第1号に定める額を減免した後の観覧料の額が100円
未満となる場合の観覧料の額は、100円とし、別表第1に規定する名古屋市
秀吉清正記念館の展示会場へ入場しようとする場合において第1号に定める
額を減免した後の観覧料の額が50円未満となる場合の観覧料の額は、50円と

する。

- (1) } (略)
 (2) }

2 (略)

別表第 1

区 分	博物館（分館を除く。）の展示会場へ入場しようとする場合			名古屋市蓬左文庫の展示会場へ入場しようとする場合（1人1回につき）		名古屋市秀吉清正記念館の展示会場へ入場しようとする場合（1人1回につき）			
	常設展の会場			特別展の会場（1人1回につき）		個人	20人以上の団体	個人	20人以上の団体
	個人（1人1回につき）	30人以上の団体（1人1回につき）	定期観覧券（1年券）	個人	30人以上の団体				
一 般	300円	250円	1,200円	600円 (1,500円)	500円 (1,200円)	<u>600円</u> 400円	<u>540円</u> 350円	150円	100円
大学生又は高校生	200円	150円	800円	400円 (1,300円)	300円 (1,100円)	<u>400円</u> 300円	<u>360円</u> 250円	100円	50円
中学生又は小学生						<u>200円</u>	<u>150円</u>		
備考									
1 } (略) 2 }									
3 中学生又は小学生とは、中学校若しくは小学校又はこれらに準ずる学校に在学する者をいう。 3 及び中学校若しくは小学校又はこれらに準ずる学校に在 4 小学校就学の始期に達するまでの者 学する者は、無料とする。									
4 } (略) 5 } 5 } 6 }									

別表第 3

	使 用 料 の 額			
	全 日	午 前	午 後	午前午後

使用区分		用途		午前0時から午後12時まで	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで
(略)							
ギャラリー	屋内展示場	区画しない場合		64,300円			
		区画する場合	第1室	9,200円			
			第2室	5,600円			
			第3室	7,700円			
			第4室	7,700円			
			第5室	7,100円			
			第6室	4,100円			
			第7室	17,600円			
			第8室	5,300円			
	屋外展示場		13,500円				
(略)							
前庭		催物の開催、物品の販売等	名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）第7条第1項第1号に規定する額の最低額を30で除して得た額				
備考							
<p>1 博物館の施設（前庭を除く。）を使用する場合において、入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的とするときの使用料の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p>							

別表第 4

(略)		
使 用 区 分	使 用 料 の 額	
	1 回	回数券 (11回分)
大型自動車 (1台につき)	1,200円	
普通自動車 (1台につき)	300円	3,000円

3 名古屋市博物館条例 (抜すい (第 3 条に係る部分に限る。))

(施設の使用)

第 7 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、第 2 条 (第 11 号を除く。) の事業及び同項の使用を妨げない限度において、博物館の施設 (展示室及びイベントホールを除く。) を別表第 3 中欄に掲げる用途以外の用途に使用させることができる。

(使用期間)

第 10 条 博物館の施設 (前庭を除く。) の使用は、同一使用者につき引き続き次に定める期間を超えてはならない。ただし、その使用後他に使用する者が不在とき又は委員会において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 展示室 及びイベントホール $\frac{90 \text{日}}{60 \text{日}}$
- (2) } (略)
- (3) }

2 イベントホールは、その使用の期間が同一使用者につき引き続き 30 日を超える場合に限り、使用させることができる。ただし、委員会において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

別表第 1

区 分	博物館（分館を除く。）の展示会場へ入場しようとする場合					(略)
	常設展の会場			特別展の会場（1人1回につき）		
	個人 （1人1回につき）	30人以上の団体 （1人1回につき）	定期 観覧券 （1年券）	個人	30人以上の団体	
一 般	<u>500円</u> 300円	<u>450円</u> 250円	<u>2,000円</u> 1,200円	<u>1,000円</u> 600円 (2,500円) (1,500円)	<u>900円</u> 500円 (2,250円) (1,200円)	
大学生又は高校生	<u>300円</u> 200円	<u>270円</u> 150円	<u>1,200円</u> 800円	<u>600円</u> 400円 (1,500円) (1,300円)	<u>500円</u> 300円 (1,350円) (1,100円)	
(略)						

別表第 3

使用区分	用途	使用料の額			
		全 日	午 前	午 後	午前午後
		午前0時から午後12時まで	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで
(略)					
イベントホール	博物館資料の展示及び催物の開催	<u>116,400円</u>			
	区画しない場合	<u>86,000円</u> 64,300円			
	第1室	<u>5,300円</u> 9,200円			
	第2室	<u>16,400円</u> 5,600円			
	第3室	<u>6,200円</u> 7,700円			

ギャラリー	区画する場合	第4室	美術工芸に関する資料の展示	<u>10,800円</u> 7,700円			
		第5室		<u>12,500円</u> 7,100円			
		第6室		<u>8,900円</u> 4,100円			
		第7室		<u>25,900円</u> 17,600円			
		第8室		<u>5,300円</u>			
講堂		博物館資料に関する講演会、研究会等の開催		<u>20,500円</u> 19,100円	<u>20,500円</u> 19,100円	<u>41,000円</u> 38,200円	
(略)							
備考							
<p>1 博物館の施設 (<u>イベントホール及び</u>前庭を除く。)を使用する場合において、入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的とするときの使用料の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。</p> <p>2 } 3 } (略) 4 }</p>							